

猪名川町地域公共交通会議設置要綱の改正について

猪名川町地域公共交通会議は、町が主体となり地域全体の公共交通のあり方や活性化方策の協議ができる体制の強化を図るために、「道路運送法」および「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の規定に基づく法定協議会として、令和2年3月に猪名川町地域公共交通会議要綱の一部改正を実施しています。

また、将来の公共交通ネットワークを実現させる観点から、まちづくりや多様な分野と連携した公共交通施策を推進することを目的とし、今後の公共交通施策の推進に係る基本理念や実施する施策等をまとめた猪名川町における公共交通のマスタープランとなる「（仮称）猪名川町公共交通基本計画」の策定に向けた取り組みを進めているところであり、本計画を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通計画」として策定をするものとします。これに伴い、猪名川町地域公共交通会議要綱の一部改正を行います。

【改正の理由】

① 地域公共交計画の策定

猪名川町における公共交通のマスタープランとなる「（仮称）猪名川町公共交通基本計画」の策定に向けて取り組みを進めているところですが、本計画を令和3年度に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交計画として策定します。

② 補助金の活用

地域公共交計画の作成及び計画に基づく各種事業の実施について、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用したいことから、当該補助金交付要綱に対応し、計画作成及び事業実施団体となる「法定協議会」が補助金に係る事務の執行を担う必要があります。

【改正の概要】

- ・ 法定協議会が補助金の活用、受領、出納などの事務を執行するため、役員として「監事」を加え、監事の指名の方法や役割も加えます。
- ・ 財務規程等を別に定めることとし、財務規程の主な内容としては、予算、出納、決算などとなります。

【各種規程の制定】

「法定協議会」が、補助金の活用、受領、出納などの事務を執行するため、新たに財務規程等が必要になることから、「猪名川町地域公共交通会議要綱の一部改正」に併せて制定します。

【書面決議について】

具体的な改正案等は、改めて書面協議により賛否を求め、その回答をもって表決（書面議決）とします。